

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
空港作業車	<p>空港内において、航空機をけん引する等空港内の各種作業を行うために専ら使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。なお、用途区分通達4-1 (3) ③の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 航空機をけん引するための自動車 航空機をけん引するための専用のけん引装置を有すること。 2 航空機に荷物の積み卸しをするための自動車 荷物の積み卸しを容易に行うことができる昇降装置、コンベア等の設備及びこれらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 3 航空機への乗降を容易にするための自動車 乗降者の乗降を容易に行うことができる階段等の設備を有すること。 4 航空機のエンジンを始動させるための自動車 航空機のエンジンを始動させるための動力源、動力源からの動力を供給する装置又は操作装置等の設備を有すること。 5 滑走路等の除雪作業・清掃作業を行うための自動車 除雪作業に必要なブラシ、ブロワ、ノズル等を有し、かつ、これらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 6 航空機に航空燃料を給油するための自動車 <ol style="list-style-type: none"> (1) 航空燃料を収容するタンク又は中継するための装置を有し、かつ、航空機に航空燃料を給油するためのポンプ、これに付帯するホース等を有すること。 (2) ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、航空機への燃料供給のための動力を外部から供給を受ける構造のものにあつては、この限りでない。 	